

新型コロナウイルス感染症
対策に関する特別要望
(案)

滋賀県

令和 2 年 (2020 年) 5 月 日

新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要望

滋賀県では、3月5日に新型コロナウイルスに感染した患者を確認して以降、感染者は増加を続けた。本県は、特定警戒都道府県が周辺に存在しており、「滋賀1／5ルール」を提唱し、県民が一丸となって、人と人との接触を最大限なくす取組を続け、新規感染者は減少しているところである。

一方で、医療体制・従事者への負担の増大、県民の生活、仕事、教育など様々な場面で影響が広がっている。

新型コロナウイルス感染症対策は長丁場が予想され、今後、第二波、第三波も懸念されるており、新しい生活様式に基づいた「新型コロナウイルス感染症との付き合い方」も見据え、下記の事項について、早急に対応が図られるよう要望する。

記

1 今こそ、お互いを尊重し、助け合い

○ 人権侵害、風評被害の防止の推進

感染者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場所を提供している関係者等に対する誤解や偏見に基づく差別につながる行為や誹謗中傷は決して許されるものではないことから、しっかりと病気の特徴について国民に説明するとともに、人権侵害や風評被害の防止に向けた対策を講じること。

○ 国民の行動変容を促すための注意喚起の徹底

国民の行動変容を促すため、科学的知見に基づいたデータを地方公共団体に提供するとともに、国民に対してわかりやすく、統一的でかつ正確な情報発信を行うこと。なお、全国への感染拡大を防ぐためには、県境を越えた人の往来を抑制することが重要であり、特に、県境を跨いだ経済圏が形成され、通勤による多くの人の往来がある場合については、その抑制のため、国において、広域的な見地から働きかけを行うこと。

2 徹底した感染症拡大防止策

○ 行動歴調査等による感染封じ込めの促進

感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、さらには自宅待機等に対して協力が得られないケースも多発しており、感染者を社会全体で支えていく意識づくりはもとより、要請・指示に

従わず、調査協力を拒否する行為に対して、実効性を担保するため法的措置を設けるなどの改善を図ること。

また、感染者の早期発見、早期隔離、行動履歴調査、濃厚接触者追跡調査により感染封じ込めを徹底して行えるよう、財政措置や情報共有体制はじめ効果的な促進を図ること。

○ 外国人への情報提供

情報不足になりがちな外国人へ適切かつ迅速に正確な情報提供が行えるよう、国から出される新型コロナウイルス感染症対策関連、各種支援制度等の情報の多言語化を徹底いただきたい。また、多言語での情報提供に係る地方公共団体の財政負担について、財政措置を講じること。

○ 学校の臨時休業への対策

(1) 臨時休業の長期化により子どもたちの学習機会の格差が懸念される場所であり、今後、長期の対応も想定されることから、9月入学制導入について早急に検討すること。

(2) 臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、適切な家庭学習を課すなど、必要な措置を講ずる必要がある。国においては、地方公共団体が実施する創意工夫をこらした「まなびの支援」に必要な財源について、その全額を国の責任において確保すること。

また、国においても「子供の学び応援サイト」に教科書等を活用した教材や動画等を掲載いただいているが、今後、臨時休業が長期化することが見込まれるため、全単元での動画等の教材を整備いただき、系統的に学習できるよう充実を図ること。

さらに、インターネット環境の整わない子供や家庭に対して、公共放送(テレビ、ラジオ)による授業動画・授業音声等の充実を図ること。

(3) 臨時休業は長期間に及ぶものであり、臨時休業中は家庭学習等による学習指導や、学校を再開した後に補充のための授業等を行ったとしても、学習に遅れが生じてしまうため、このような遅れに対して、教育課程上、どのような対応を行うのかを示すこと。

(4) 臨時休業により実施できなかった授業時間を、学校再開後の土曜日や夏休み等を利用し確保する必要があることから、これに係る非常勤教員の人

件費の追加所要経費への支援を行うこと。

- (5) 令和元年度の学年末の未指導分の補習等を支援する学習指導員の追加配置にかかる経費の支援については、国の令和2年度補正予算に盛り込まれたが、今年度においても引き続き臨時休業が発生していることから、今年度の臨時休業に係る学習指導員の配置についても支援されたい。
- (6) 国の令和2年度補正予算では、GIGAスクール構想の実現に向けた「1人1台端末」の早期実現を図るため、端末整備の前倒しに対する支援等が計上されたところである。地方財政措置により3クラスに1クラス分程度の端末整備がされることを前提に補助がされるため、端末整備の前倒しにより今年度地方公共団体の負担が増えることないよう地方財政措置を拡充すること。また、臨時休業に伴う在宅学習における家庭の通信料について、負担が困難な家庭もあることから、国として必要な支援の考え方を早急に示すこと。
- (7) 福祉系高等学校および視覚障害の特別支援学校において、臨時休業により施設実習等が困難になった場合の必修科目の時間数等について弾力化を図ること。
- (8) 障害のある子どもの居場所の確保に関して、学校の臨時休業期間中に、障害福祉サービスが利用できない、また保護者が仕事を休めないなどの場合、特別支援学校で対応することとしている。
この場合、学校の休業日（授業日数として扱わない日）であっても、自宅と学校間の交通費を「通学に要する経費」として、特別支援教育就学奨励費の支給対象として認めること。
- (9) 教育活動の再開（実施）については、個々の児童生徒等に対して、感染症拡大防止対策を十分指導しながら行うこととしているが、マスクや手指用消毒液など、感染防止に必要な物資が十分ではないため、引き続き安定供給に向けた措置を講じること。
- (10) 給食関連業者は、給食事業をコア事業として運営していることが多く、学校の臨時休業の長期化により、会社の存続が危惧される厳しい状況にある。学校臨時休業対策費補助金による支援の対象期間の延長のほか、事業継続に必要な財政的支援の強化を図ること。

3 医療提供体制の充実

○ 検査の充実および薬剤治療の実用化

- (1) 感染拡大防止のため、すべての地方公共団体が感染者の早期発見、早期治療、徹底した行動歴の調査を実施できるよう、PCR検査の受検機会の拡大を図ること。
- (2) 無症状者からも感染がおりうることを踏まえ、妊婦の分娩や救急患者の手術等の診療実施前に医療機関が行うPCR検査については、症状に関わらず保険適用または公費負担とすること。
- (3) 簡易検査キット、特効薬およびワクチンの早急な実用化に向けて、基金を創設するなど、大胆な資金投入を行い、国を挙げて新薬の製品化を支援すること。
また、アビガンの使用などについて、特例承認制度の活用や、治験終了後、薬事承認を可能な限り迅速に行うことなどより薬剤治療の実用化へ早急に道を開くこと。
- (4) 新型コロナウイルスの地域における感染状況を把握する上で抗体検査は重要であり、早急に抗体検査の有効性を確認し、国の責任で、全国において抗体検査を実施すること。

○ 医療物資等の供給・確保

医療機関等における医療物資については、これまでも国において責任をもって調達・供給する努力を重ねておられるが、住民の健康と命を守るため日夜懸命に診療に当たっている医療従事者、医療機関等へ、感染防御等に必要なサージカルマスク、N95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスプレイガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの医療物資が一日も早く十分に行き届くよう、調達状況の情報や見込みを明らかにすることを含め、更なる対策を講じられることを強く求める。

また、不足しているPCR検査に必要な試薬、綿棒の調達・確保などについて、国が責任をもって体制を整備すること。

○ 医療従事者の確保

- (1) 医療従事者に対する手厚い危険手当の支給や医療機関に対する財政的支援等を実施するための財源措置等を速やかに講じるとともに、医療従事者が不足する事態に陥らないよう人材確保の対策を講じること。

- (2) 国において、都道府県域を超えた医療専門人材の派遣のための広域融通制度を創設すること。また、都道府県が医療圏域等を超えて医療専門人材の広域融通を図る制度を立ち上げることに對し、財政的、技術的、人的支援を行うこと。

○ 入院医療機関に対する支援

- (1) 重症・中等症患者受入れに係る診療報酬の増額が行われたが、一般病棟や休床病床に感染症患者やPCR検査中の有症状・疑似症患者を入院・外来治療する場合、対応する医師及び看護体制が別途必要となるなど、医療機関の負担増となるため、医療機関の実情を踏まえ診療報酬のさらなる増額を行うこと。

また、空床確保に係る国庫補助の単価が実態と大幅に乖離していることから、単価を大幅に引き上げるとともに、病棟単位での確保、感染症患者受入体制確保のためにやむを得ず閉鎖する病棟及び外来診療も対象とするなど、入院医療機関に対する支援を具体的に措置すること。

- (2) 院内感染の発生が医療崩壊を招くことのないよう、これまで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部クラスター班で調査した結果を速やかに取りまとめ、動線の分離などの感染防止策に関する指針を早急に示すこと。あわせて、上記の取組を支援するための職員の派遣など、国による支援を機動的に実施すること。

- (3) 診療に従事する医師、看護師等が感染した場合の健康管理や労災上の補償について、不明な病態である特殊性を鑑み労働安全衛生上の制度の弾力的運用を行うこと。

- (4) 患者の受入れに伴い、診療報酬制度上の施設基準を満たさなくなった場合については、次年度以降も受入前の届出を維持できるよう弾力的な制度運用を行うこと。

- (5) 患者受入れのための感染症病棟を開設するために、緊急避難的に一般病棟から地域包括ケア病棟に患者を転棟させる場合に、迅速かつ柔軟に対応できるよう、一時的な地域包括ケア病棟から一般病棟への変更については手続きを簡略化すること。

- (6) 患者数が大幅に増えた時に備えた入院医療提供体制の整備に向けて、重症者及び中等症者を医療機関で適切に治療できるようにするため、また、軽症者等を宿泊施設や自宅等で診療するために、引き続き医療法及び健康保険法上の弾力的な運用を認めること。

○ 宿泊療養施設の運営体制の整備

- (1) 軽症者・無症状者を受け入れる宿泊療養施設においても医療物資等が必要なため、一定の資材を県で調達できるよう供給体制を確保すること。
- (2) 宿泊療養施設の使用条件について、施設管理者から退去時のマットレス交換を求められる場合がある。退去時に必要な対応についてガイドラインを作成すること。また、宿泊療養施設のスタッフが効率的に必要な知識等を習得できるよう研修資料やビデオを作成すること。

○ 社会福祉施設等における感染防止策の確保

- (1) 社会福祉施設や生活衛生関係事業者においても、マスク、手袋、手指消毒用アルコール等の物資が不足しており、医療機関における物資と同様に、調達・確保について対策を講じること。
- (2) 高齢者や障害者の入所施設等で感染が生じた場合、重症化・クラスター化のおそれが高く、感染防止策の徹底が求められる。また、感染が疑われる者が発生した場合の感染拡大リスク低減のための体制整備や職員の確保など、万一の備えも欠かせない。このため、感染防止策や代替サービスの提供などに取り組む施設等に対して、報酬加算等の財政支援を充実すること。
また、社会福祉施設で感染が生じた場合に必要な消毒について、詳細な方法等を示すこと。併せて、施設の従業員が理解しやすい図解マニュアルの作成についても検討すること。

4 経済・雇用・生活支援対策

○ 感染拡大防止のための休業要請に対する支援と中小企業等の救済措置

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、休業要請に応じた事業者への支援金にも活用できるよう措置されたが、休業要請と休業要請に応じた事業者に対する支援は、本来一体的に考えるべきであり、財政力により対応に差が生じている現状は問題があることから、国の責任において必要な制度設計を行い、あわせて十分な財源を確保するこ

と。

- (2) 売上の減少等により賃料の支払いが困難となっている事業者を支援するため、賃料の減免や猶予をした場合の所有者に対する税負担の優遇措置のほか、事業者に対する直接的な支援措置を講じること。
- (3) 雇用調整助成金については、事業者が制度を利用しやすいよう、書類の簡略化や手続の簡素化を一層図り、早期に給付できるようにすること。
また、上限額を引き上げるとともに、経営体力の弱い中小企業・小規模事業者について事業主負担を軽減すること。
さらに、4月25日に厚生労働省が公表した更なる拡充の中で、「休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合」に「休業手当全体の助成率を特例的に 10/10とする」とされているが、各都道府県において「休業等の要請」の内容は様々であり、休業等に協力した事業者等を幅広く支援する観点から、「休業等」の解釈については各都道府県の実情を踏まえて広く捉え、多くの事業者が10/10の適用を受けられるようにすること。
- (4) 持続化給付金については、手続きの迅速化および速やかな給付に努められるとともに、手続きの支援等に当たる商工会および商工会議所の負担を軽減するため必要な情報提供等を行うこと。
- (5) 国において新たに創設される県の制度融資を活用した利子補給支援について、地方公共団体の実情を踏まえた運用を認めるとともに、事務負担および財政負担の軽減を図ること。
- (6) 利用者が激減している地域鉄道、路線バスおよびタクシーについて、路線や運行を維持するための交通事業者に対する支援策を講じること。
- (7) 外出自粛やイベント開催自粛の要請により、観光・宿泊・飲食等の事業者や文化・芸術・スポーツを担ってきた個人や団体に多大な影響が生じていることから、国の責任において追加的な救済措置を講じること。
- (8) 障害者の通所する就労関係事業所について、経済状況の低迷により積立金等を活用しても利用者の賃金や工賃の支払が難しい事態が生じており、支援策を講じること。

- (9) 新型コロナウイルス感染症の収束後、特定技能外国人の受け入れが進むよう、送り出し国との二国間調整の迅速化を図るとともに、技能実習から特定技能への円滑な移行に向けて、申請書類の簡素化や両制度間の職種・業種の調整を進めること。

○ 子どもたちを守るための財政支援等

- (1) 学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの保護者負担金の無償化等の負担増については、全額国が負担すること。
- (2) 保育所や放課後児童クラブの開所に伴い、休むことができない保育士や放課後児童支援員の負担軽減を図るため、国において家庭での保育を積極的に呼びかけること。
- (3) 医療従事者など社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者を支え、日々感染拡大の不安を抱えながらも勤務を続けている保育士や放課後児童支援員等のがんばりに応えるため、更なる処遇改善等の取組を、国の責任において確実に進めること。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、処遇改善の要件となる研修が開催できないことから、研修受講を加算取得の要件とする時期について、柔軟に対応すること。
- (4) 認可外保育施設は、主に利用者からの保育料収入により運営がなされているが、利用の自粛により収入が減少し、存続が危ぶまれる施設も生じていることから、認可保育所等と同様に、保育料収入の減少に伴う財政的支援を講ずること。
- (5) 障害のある子どもの居場所の確保するため、放課後等デイサービス事業所が3月の学校一斉休校以降、長時間対応等しているが、対応が長期化することにより人員の確保等、運営が厳しい事業所も出てきており、障害児の居場所の確保のため、事業所運営に対する支援策を講じること。
- (6) 入院患者の子ども等を一時的に受け入れる場所の確保や生活支援に係る財政支援を図ること。
- (7) ひとり親世帯は、他の世帯に比べ、パート等不安定な就労形態の割合が高く、休業要請等に伴う経済活動の縮小により、より厳しい経済状況に置かれていることから、一般家庭に向けた特別定額給付金（10万円）や子育て

て世帯への臨時特別給付金（1万円）に加え、ひとり親世帯への臨時特別給付金を支給すること。

○ 学生への支援と安心して就職活動を取り組める環境の整備

- (1) 4月から開始された国の修学支援制度について、対象者の拡大等により学生への支援の強化を図ること。
- (2) 学生への支援や感染症対策に取り組む高等教育機関が必要な対応を実施できるよう国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金、地方交付税措置の増額など財政的支援の強化を図ること。
- (3) 国私立大学と同様に公立大学においても遠隔授業の環境整備に積極的に取り組めるよう地方交付税措置の増額などの財政的支援の強化を図ること。
- (4) 学生の就職に対する不安の解消を図り、雇用のミスマッチにより、再び就職氷河期世代を生み出すことがないように、新規卒業生の採用計画の維持に向け、経済界に対して更なる要請を行うこと。
- (5) インターネット回線を利用した就職活動の機会の確保や、面接や試験の時期を柔軟に設定するなど、学生の現状に配慮した採用活動を行うよう経済界に対して最大限の要請を行うこと。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた離職者を対象とした緊急雇用対策の実施

新型コロナウイルスの影響を受けて離職を余儀なくされた方の再就職を支援する緊急雇用創出の仕組み（雇用創出基金の設置など）や解雇等に関する不安を解消する対策を早急に講ずるとともに、地方公共団体が先行して行う緊急雇用対策に対し、遡及適用も含めた必要な財政支援を行うこと。

5 総合対策の推進

○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の大幅な増額

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、感染拡大防止および国の緊急経済対策への対応を強力かつ迅速に進めるために、例えば、次に掲げる経費に利用できるようにするなど、柔軟な運用とすることともに、そ

の総額を大幅に増額すること。

- ・入院患者の子ども等家族支援として施設を借り上げる経費
- ・各病院が、感染リスクを有する危険な業務に従事する医療従事者（医者、看護師等）に対する手当支給などに要する経費

(2) 交付金を活用した各種対策については、スピード感が必要不可欠であり、地方公共団体が迅速に執行できるようにすること。また、地方公共団体の判断で年度間流用も含め柔軟に活用できる制度とすること。

(3) 既存の「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」について、人工呼吸器等を医療機関で整備する際、入手に緊急を要するため、事前協議前や承認前の着工をせざるを得ない場合があることから、手続きの簡略化と承認前の整備を認めること。

○ 地方に対する財源支援

(1) 新型コロナウイルス感染症は、地方財政に甚大な影響を及ぼしていることから、地方公共団体が持続可能な財政運営が行えるよう十分な財源保障を講ずること。特に、感染の拡大・長期化は、地域経済に大きな影響をもたらし、今年度の地方税収は、かつてない大幅な減収となるおそれがあることから、地方消費税をはじめ、現在、減収補填債の対象外となっている税目についても、減収補填債の対象とすること。

(2) 地方税の納税猶予により、地方公共団体のキャッシュフローの状況が厳しくなることが予測されることから、資金繰りを円滑にするため、交付税の繰り上げ交付を行うこと。

(3) モーターボート競走の売上げから日本財団へ交付している「日本財団交付金」および地方公共団体金融機構へ納付している「公営企業金融公庫納付金」の一時休止を図ること。

○ 地方における新型コロナウイルス感染症対策への協力と執務体制への配慮

(1) 地方公共団体が行う新型コロナウイルス感染症対策については、財源支援のみならず、国が有するデータ、施設の提供等、積極的に協力すること。

(2) 地方公共団体における通常業務について、平時と同様の適切かつ円滑な執行が大変困難になっていることから、各省庁が所管する通常業務の感染症対策に関する十分な情報提供や助言を行うとともに、各省庁からの調査・照会への回答等を休止・延期するなど、地方公共団体が新型コロナウイルス対策に全力で取り組めるよう、国においても配慮すること。

また、次期介護保険事業計画の策定など、今年度予定されている法定計画の見直しや法令の改正・施行について、真に必要なものに限定して実施するよう、早急に検討し、方針を示すこと。

○「新型コロナウイルス感染症との付き合い方」の明示

感染拡大収束後のV字回復や実効性ある需要喚起を行うことはもとより、新型コロナウイルス感染症対策は長丁場が予想されており、「新しい生活様式」に基づいた新型コロナウイルス感染症との付き合い方について、包括的・戦略的に示すこと。また、それらに対応したさらなる対策を明らかにすること。

以上

令和2年（2020年）5月 日

滋賀県知事 三日月 大造